

# 地域自治制度



## ● 地域自治区

地域の多様なニーズを十分に把握し、住民、地域、団体、行政など多様な主体の協働によるまちづくりを推進するために、新たなまちづくりの制度として、西方地域に地域自治区を設置します。

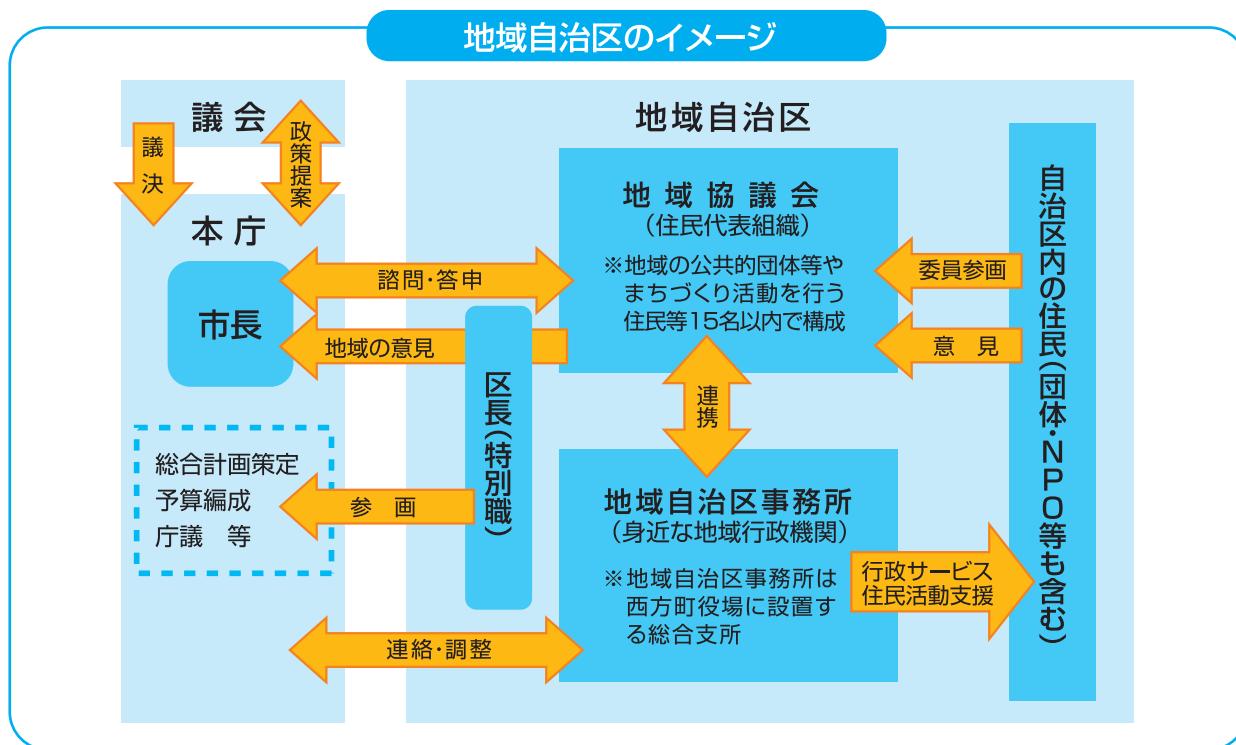
### 地域自治区の名称、区域及び設置期間

名 称	区 域	設 置 期 間
西 方 町	合併前の西方町の区域	平成23年10月1日～平成27年3月31日

地域自治区は、地域を良く知る住民代表からなる「地域協議会」、身近な行政サービスを提供する「地域自治区事務所（総合支所）」、地域の代表・調整役となる「区長」で構成されます。

この3者が互いに連携しながら、地域の意見を新市の行政に反映したり、地域の住民や各種団体とともにまちづくりを進めたりしていくことになります。

なお、現在の栃木市では、平成22年3月29日から大平地域・藤岡地域・都賀地域に地域自治区を設置しています。



## ● 地域協議会

### 【役割】

地域協議会は、次の①～③のことについて、市長や市の機関から意見を求められたもの、または地域協議会が必要と認めるものについて、審議し、市長などに意見を述べることができます。

- ①地域自治区事務所が担当する事務（地域のまちづくりなど）に関すること
  - ②市が行う地域自治区の区域に係る事務に関すること
  - ③市が事務を行う際の、地域自治区の住民との連携強化に関すること
- また、市長は、地域自治区の区域内の次の①～⑥のことについて、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないこととなっています。
- ①新市まちづくり計画の変更に関すること
  - ②新市の基本構想の策定及び変更に関すること

- ③各種計画の策定及び変更に関すること
- ④合併協定項目の調整等の状況に関すること
- ⑤重要な予算に関すること
- ⑥地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関すること

市長や市の機関は、地域協議会からの意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。

#### 【任期】

2年（合併時は、市長が選任した日から平成25年3月31日まで）

#### 【選任】

委員は、西方地域に住所がある方で、西方地域内の公共的団体等が推薦する方、学識経験者、公募に応じた方などから市長が選任します。

### ● 地域自治区の事務所（総合支所）

西方総合支所は地域自治区の事務所を兼ねて、住民生活に直結した窓口業務や保健福祉サービスを提供するとともに、従来から取り組んでいる地域のまちづくりを行います。

### ● 区長

#### 【役割】

地域での代表性と行政運営に対する豊富な知識を活かして、時には地域の意見を市長に具申し、時には行政側の考えを地域に伝えるなど、地域と行政の相互の橋渡しを行う調整役となることで、新市の円滑な行政運営と地域のまちづくりを前向きに推進する役割を担います。

また、市の特別職として、地域の重要案件や総合計画の策定について審議する会議等へ出席することで、行政内部において、地域の実情や意見を市政に反映させていくことができます。

#### 【任期】

2年（合併時は、市長が選任した日から平成24年3月31日まで）

#### 【選任・身分】

地域の行政運営に精通していることを条件として、地域協議会の意見を聴いた上で市長が選任する非常勤の特別職です。

#### 【問い合わせ】

**本** : 地域まちづくり課 ☎21-2247 **西** : 地域まちづくり課 ☎92-0300

**役** : 企画課 ☎92-0301



**本** : 合併後の市役所本庁の担当課 **西** : 合併後の西方総合支所の担当課 **役** : 合併前の西方町役場の担当課